

日弁連と立法提言

1 弁護士会が立法活動に果たす役割

弁護士が、個々の事案における終局的な人権救済及び社会正義の実現（弁護士法1条）を追求するにあたっては、当該事案において適切な解決を導くために努めるだけでなく、立法による解決が望ましい場面も多い。もっとも、個々の弁護士のなし得ることには一般論として限界があることも否めず、ここに、立法活動における日弁連の役割、意義がある。4万6000人を超える全国の弁護士（2025（令和7年）10月1日現在）の専門的知見を結集し、個々の弁護士の行動力・発信力に裏打ちされた立法提言活動を日弁連という大規模な団体が行うことによって、立法が現実化する可能性を高めることが期待される。

本稿では、日弁連が近時重点的に取り組んでいる立法課題における取組み等について紹介する。

2 再審法改正

ア この一年の動き

袴田事件の無罪判決が出された2024（令和6）年以降、再審法改正に向けた運動が一気に加速している。日弁連の再審法改正実現本部が司令塔となって、各地の弁護士会を通じて国会議員へ再審法改正を求める請願活動を行うとともに、地方自治体の首長や地方議会にも意見書採択に向けた積極的な働きかけを行っている。また、全国キャラバンと称して、冤罪被害者や支援弁護士が全国各地で講演・シンポジウムを行う活動を展開し、市民世論の喚起にも努めている。立法府への働きかけという点においては、同年3月結成の超党派議員連盟とも日弁連は連携し、再審法改正案の作成をバックアップするなどしている。こうした取り組みの結果、野党6党は2025（令和7）年6月18日に再審法改正案を衆議院に共同提出するに至った。改正案は、①再審請求審における証拠開示の法定、②再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止、③原審闇与裁判官の除斥・忌避、④裁判所による期日指定等審理の迅速化の四本柱を内容とするもので、日弁連の長年の主張と軌を一にするものである。

他方で、法務省は2024（令和6）年4月に、突如として法制審議会において再審制度の議論を始めたが、証拠開示範囲や検察不服申立禁止の点で十分な答申が出されるかは予断を許さず、世論の熱が冷めるまでの時間稼ぎではないかという見方もある。

イ 今後の動きと課題

日弁連は、法制審ではなく国会で速やかに審議し、議員立法で再審法改正を図るべきことを繰り返し訴えている。対して、法務省、検察庁の云わば「巻き返し」とも取れる動きは極めて頑強なものがあり、これに対抗するためには、世論の継続的な喚起をベースにしつつ、再審法改正が主要な政策課題の一つとなるよう意見発信を行い、国会議員の説得を加速化させることが課題と考える。

3 選択的夫婦別姓制度の導入

ア この一年の動き

2024（令和6）年は、選択的夫婦別姓制度の導入に向けて追い風の吹いた一年であった。当会の渕上玲子先生が日弁連初の女性会長に就任し、NHKの連続テレビ小説で「虎に翼」が放映されるなど、法曹界における女性の活躍にかつてないほどスポットライトが当たったことを背景にしつつ、経団連が選択的夫婦別姓制度の導入を要望するなどの動きがあり、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運のうねりが生じた。日弁連は、各単位会と情報共有しつつ、国会議員、地方自治体の首長及び地方議会への請願活動における説得方法の検討、資料作成等を行いつつ、シンポジウム等も開催して世論喚起に努めた。この結果、多くの自治体において意見書の採択が実現するに至った。

イ 今後の動きと課題

2025（令和7）年は、追い風の吹いた前年から一転して、逆風下にあるといえる。自民党内の保守系の議員による巻き返しの動きが強まり、女性の社会進出にあたって必ずしも解決策に繋がらない「通称使用の拡大」という案で云わばお茶を濁す方向性が国会議員内で強まつた。それに止まらず、同年10月に誕生した高市早苗首相は、旧姓使用の法制化を目指す姿勢を鮮明にしており、選択的夫婦別姓制度の早期導入が困難となりかねない情勢に至っている。

旧姓使用の法制化は、婚姻の自由と氏名の変更を強制されない自由の二者択一を迫るという現行の夫婦同氏制が抱える人権侵害の問題を、何ら解決する制度ではない。日弁連としては、マスコミ及び市民等への継続的な発信や経団連等の経済団体との連携を強め、世論の喚起を図りつつ、選択的夫婦別姓制度でなければ人権侵害の問題を解決し得ないことを分かりやすく発信し、選択的夫婦別姓制度の実現が後退することのないよう取り組む必要がある。

4 司法書士法改正に対する反対運動

ア この一年の動き

2025（令和7）年の7月ころから、司法書士法改正への反対活動が日弁連の中心的な課題の一つとして急浮上した。司法書士会は、家事事件手続法別表第一の事項について、司法書士に代理権を付与するという司法書士法改正に向けて強力にロビイング活動を展開しており、秋の臨時国会で改正が実現するリスクが急速に高まっている。

これに対して、日弁連は、執行部において対議員、対法務省、対司法書士会の活動を展開するとともに、日弁連理事会を通じて各地の単位会に対し情報共有等を図っている。

イ 今後の動きと課題

議員に対する請願を行った日弁連執行部からの報告によれば、この問題は、弁護士が既得権益を守ろうとしていると見られがちであるという。既得権益の保護という軸で本テーマを見られてしまった場合には、国民の理解は得られず、議員の理解も得ることはできない。また、強力なロビイング活動力を有する司法書士会の発信を上回ることも困難と思われる。

本テーマについて反対運動を展開するにあたっては、別表第一の事項の背後には高い紛争性が潜んでいる例が多くあるところ、司法書士は紛争処理は専門外であることから、弁護士が引き続き担わなければ市民の権利侵害に繋がるおそれがある、という点が反対の主眼であることを確認しつつ、説得的な発信をいかに行うかが課題となろう。

5 法テラスの報酬の適正化及び公費・国費負担

ア この一年の動き

日弁連はこれまで、公費負担を増やしたうえでの法テラスの拡充、民事法律扶助案件等における報酬適正化を求めて提言を発出し、ロビイング活動を展開してきた。例えば、2024（令和6）年2月には、民事法律扶助の報酬大幅改善を求める調査結果と意見書を公表し、離婚事件など一定の分野で報酬単価引上げを提言している。

こうした活動の一つの結実として、2023（令和5）年3月に、法テラス業務に犯罪被害者支援弁護士制度を追加する改正が成立し、2026（令和8）年1月から犯罪被害者が収入に関わらず弁護士支援を受けられる新制度が開始予定である。

イ 今後の動きと課題

日弁連は、扶助担当弁護士の報酬改善に向けて、広範な事件類型での報酬単価引上げと事務負担軽減を法テラスと協議し、追加予算措置を政府に働きかける方針であるという。

日弁連では、会員に向けて日弁連負担で各種の補助をすることによって、云わば立法事実を積み重ねている。これらは本来的には公費・国費負担すべきものであり、公費・国費負担の早期実現及び範囲拡充に向けて引き続き取り組んでいくことが望まれる。

6 当会の取組み

当会は、これまでに日弁連理事者（会長・副会長）、日弁連執行部を支える事務総長及び事務次長、日弁連常務理事、各実現本部や男女共同参画本部、委員会等に多数の人材を輩出し、日弁連の立法提言を含む活動全般を、日弁連を構成する中核的な存在の一つとして内側から支えてきた。今後も、当会は日弁連に有為な人材を輩出し、各所において意見を発信し続けることによって、基本的人権擁護と社会正義実現に資する立法提言を行うための日弁連の推進力として活動を支えていくことが重要と考えられる。

以上